

遺族年金について

令和2年1月 社会福祉士A

我々の年代になれば、そろそろ自分が亡くなった後、残された妻などに支給されるという「遺族年金」という言葉が気になって来ます。

新年に当たり、その「遺族年金」について、私自身も気になり調べて見ました。

その結果を下記に簡単に纏めて見ましたので、皆様方のご参考になれば幸いです。

『遺族年金』とは、働き手を失った子育て世代や、老後、夫に先立たれた妻などを支える制度です。「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」の2種類があります。どちらの遺族年金も、受給資格は、「遺族になった時点で、亡くなった人に生計を委ねていた年収850万円未満の人」と定められています。

【遺族基礎年金】

子ども（18歳未満）がいる配偶者や、子どものみが残された場合に支給されます。

受給額は、子ども1人いる配偶者だと年約100万円で、子どもの数に応じて金額が増える仕組みになっています。

【遺族厚生年金】

厚生年金に加入していた人の遺族に支給されます。

1. 受給要件

亡くなった人が老齢厚生年金を受給していた場合なら、公的年金の保険料を納めた期間と免除された期間の合計が25年以上であることが必要です。

2. 受給対象者

- ・配偶者（子どもが居ない配偶者も対象となる）
- ・両親、孫、祖父母（配偶者や子どもが居ない場合）

但し、夫、両親、祖父母は、遺族になった時点で55歳以上の人が対象で、受給は60歳からになります。妻は、55歳未満でも受給できますが、子どもが居ない妻が30歳未満で夫を亡くした場合は、5年間しか受給出来ません。

3. 受給額

亡くなった人が受け取るはずであった老齢厚生年金の3/4です。

<受給額の具体例>

受給者が自分の老齢年金を受給中でも受給できますが、自分の年金受給額が差し引かれます。例えば、亡くなった夫の老齢厚生年金が、8万円/月とするとその4分の3は6万円。自分が受給している老齢厚生年金が2万円の場合、6万円から2万円を引いた4万円を遺族厚生年金として受給することになります。

亡くなられた方の保険料納入期間が支給の重要な要件となっていますので、不明な場合や手続きなどの詳細は、お近くの年金事務所でご確認下さい。

以上